様式第38の2(第40条の3第2号、第40条の4第1項、第40条の5関係)

第一号基礎的電気通信役務収支表

事　業　者　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日から
年　　月　　日まで
(単位　円)

第1表　第14条第1号から第5号までに掲げるもの

役務の細目		営業収益	営業費用			営業利益	摘要
				うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用		
				うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機台数削減費用		
1　第14条第1号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの						
	(2)　同号ロに掲げるもの						
	小　計						
2　第14条第2号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの						
	(2)　同号ロに掲げるもの						
	小　計						
2の2　第14条第2号の2に掲げるもの							
3　第14条第3号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの						
	(2)　同号ロに掲げるもの						
	小計						

4　第14条第4号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの								
	(2)　同号ロに掲げるもの								
	小　計								
5　第14条第5号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの								
	(2)　同号ロに掲げるもの								
	小　計								
合　　計									

注1　法第108条第1項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、第14条第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ及び第5号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

2　第14条第2号イに掲げる第一号基礎的電気通信役務に係るもののうち、電気通信事業者自らが設置する電気通信設備との接続に関する協定及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に基づき他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

3　1の項(2)、2の項(2)、2の2の項、3の項(2)及び4の項(2)の営業費用の欄には、当該役務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。

4　「設備管理部門費用」及び「設備利用部門費用」は、それぞれ第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号)第2条第2項第1号及び第2号に規定する「第一種指定設備管理部門」及び「第一種指定設備利用部門」に相当する部門に係る費用とし、「第一種公衆電話機台数削減費用」は第14条第2号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備の撤去(当該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的とするものに限る。)に係る費用とする。

5　「うち設備管理部門費用」、「うち設備利用部門費用」及び「うち第一種公衆電話機台数削減費用」の欄は、第一種適格電気通信事業者に限り記載するものとする。

6　第一号基礎的電気通信役務と第一号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関

連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

7　2以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

第2表　交付金等

役　務　の　細　目	営業収益	営業費用	営業利益	摘　　要
1　交付金				
2　当該適格電気通信事業者の算定自己負担額				
3　負担金				
計				

注1　「交付金」とは法第107条第1号の交付金を、「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」とは第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)第5条第1項の当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を、「負担金」とは法第110条第1項の第一種負担金を示す。

2　電気通信事業者が法第108条第1項の指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。